

(平成21年8月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 1 月及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 1 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 40 年の春ごろ、父親から、国民年金手帳と申立期間①の国民年金保険料未納に係る督促通知が送られてきたので、さかのぼって申立期間①の保険料を一括納付するとともに、その時からは未納なく保険料を納付したにもかかわらず、申立期間①及び②が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和 39 年 1 月については、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人が 41 年 2 月 26 日に、39 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、41 年 2 月の時点においては、39 年 1 月までさかのぼって納付することができるにもかかわらず、当該 1 か月だけを残して過年度納付したとは考え難い。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までについては、申立人が所持する国民年金手帳（39 年 2 月 24 日発行のもの及び 42 年 7 月 17 日発行のもの）により、申立内容のとおり、申立人が昭和 40 年度、41 年度及び 42 年度の保険料を現年度納付していることが確認できるとともに、上述のとおり、申立人が昭和 41 年 2 月 26 日に、39 年 2 月から 40 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できるところ、申立人が保険料納付を開始したとする 40 年の春の時点において、申立期間①の大部分は時効により納付することができない上、申立人が、「まとめて納付したのは 1 回だけである。」と記憶していることを考え合わせると、申立人は、39

年2月から40年3月までの保険料の過年度納付を申立期間①（39年1月を除く。）の納付と混同していることが考えられる。

また、申立人は、申立期間①（昭和39年1月を除く。）の国民年金保険料を納付した時期について記憶していないものの、納付金額は月100円であったとしていることから、特例納付により納付されたことも考え難い。

さらに、申立人が申立期間①（昭和39年1月を除く。）について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①（39年1月を除く。）の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人は、国民年金保険料の納付を開始したとする昭和40年の春以降、申立期間②を除き、60歳に至るまでの保険料をすべて納付している上、A町の国民年金収納記録カードにより、申立期間②に連続する前後の47年4月から49年12月までの期間及び50年4月から52年3月までの期間の保険料を前納していることが確認できることから、申立人は、保険料納付を開始した40年の春以降については、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間②の3か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで

妻が役所に行った際、職員から、「国民年金に抜けている所（未納）がある。」と言われたので、その後、何回かに分けて未納と指摘された期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番であり、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 48 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦がこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、申立人夫婦は、同年同月以降、申立期間を除き、それぞれ 65 歳（60 歳以降は任意加入）に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成 6 年 1 月以降については付加保険料も納付しているなど、国民年金の加入手続後については、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 56 年 4 月に過年度納付していることが確認できるところ、同時点で申立期間についても過年度納付することができるにもかかわらず、申立人夫婦が申立期間の 3 か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで

私が役所に行った際、職員から、「国民年金に抜けている所（未納）がある。」と言われたので、その後、何回かに分けて未納と指摘された期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は連番であり、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 48 年 5 月に払い出されていることが確認できることから、申立人夫婦がこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、申立人夫婦は、同年同月以降、申立期間を除き、それぞれ 65 歳（60 歳以降は任意加入）に至るまでの国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成 6 年 1 月以降については付加保険料も納付しているなど、国民年金の加入手続後については、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人夫婦は、申立期間直後の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 56 年 4 月に過年度納付していることが確認できるところ、同時点で申立期間についても過年度納付することができるにもかかわらず、申立人夫婦が申立期間の 3 か月だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年11月30日から同年12月1日まで

A社(現在は、B社)に平成14年6月1日から同年11月30日まで働いていたにもかかわらず、ねんきん特別便の記録では、1か月間の空白がある状態になっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社(A社の後継会社)が保管する健康保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された資格喪失日、所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が平成14年11月30日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成14年10月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る資格喪失手続を誤ったと認めている上、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失報告書控により、申立人が平成14年11月30日に資格喪失している旨の記載が確認できることから、事業主が誤って同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年9月1日に訂正し、37年9月の標準報酬月額を9,000円、同年10月から38年8月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月3日から38年9月1日まで

昭和36年9月26日から38年8月31日までA社で仕上工として勤務したが、社会保険庁の記録では、37年9月3日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年9月26日から38年8月31日まで勤務形態に変更なく一貫して仕上工としてA社に勤務し、その間、厚生年金保険の被保険者であったはずとしているが、社会保険庁の記録では、37年9月3日に被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人が所持している昭和38年4月28日の社員旅行の際に撮影された写真には、当時の同僚とともに申立人が写っていることが確認できる上、申立人は、「同年8月20日過ぎに、次の勤務先の社長の面接を受け、すぐに来てほしいと言われたため、当該事業所の給料日である同年8月31日をもって当該事業所を退職し、同年9月2日に次の勤務先に就職した。」と主張しているところ、この事実経過の説明は具体性があり、かつ、次の勤務先において同日に資格取得の届出がなされていることとも符合し、^{びょう}信憑性も高いと認められることから、申立人は、同年8月31日まで当該事

業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の当該事業所の経理担当者は、「当該事業所では、全従業員を職種の別なく社会保険に加入させており、退職までの期間において途中で資格を喪失させた例は無い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に、昭和 36 年 9 月 26 日が 9,000 円、37 年 10 月 1 日が 1 万 4,000 円と記載されていることから、37 年 9 月を 9,000 円、同年 10 月から 38 年 8 月までを 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していたか不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録しないことは考え難いことから、事業主が昭和 37 年 9 月 3 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 37 年 9 月から 38 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野国民年金 事案 604 (事案 201 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 5 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 50 年 11 月まで
郵便局に勤務していた伯父に国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料も伯父に渡していた。昭和 42 年 10 月に結婚した後は、数回転居したが、そのたびに私が近くの金融機関に保険料を納付した。
申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 38 年 5 月から 50 年 11 月までの期間、56 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 6 月に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 18 日付けで昭和 56 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 6 月の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われている。

また、昭和 38 年 5 月から 50 年 11 月までの期間については、i) 申立人が 50 年 12 月 (前回の通知文は 51 年 12 月となっているが、50 年 12 月の誤りである。) に国民年金に任意加入する以前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いこと、ii) 38 年 5 月から結婚する 42 年 10 月までの期間については、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人から国民年金保険料を預かっていたとする伯父が他界している上、申立人自身が直接加入手続及び保険料納付に関与していないため、具体的な加入手続及び保険料納付の状況が不明であり、結婚後についても、「近くの金融機関で納付した。」ということ以外に具体的な説明が無いこと、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無いことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

申立人は再度調査してほしいと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年10月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月から5年9月まで

申立期間については、私は入院中であったので母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、入院中は母親が、退院後は私が納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年8月に大けがをし、4年7月ごろまで入院していたとしており、申立期間に係る国民年金の加入手続及び入院中の国民年金保険料納付については、その母親が行ったと主張しているが、その母親は既に他界している上、申立人は、その母親から当該加入手続及び保険料納付について話を聞いたことはないとしているとともに、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

また、申立人は、平成3年10月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているところ、申立人が所持する任意継続被保険者資格取得通知書により、申立人は同日から2年間、辞めた会社の健康保険の任意継続被保険者であったことが確認でき、申立人は5年10月21日に国民年金の被保険者資格を取得していることを考え合わせると、申立人は同日に国民健康保険と国民年金の加入手続を併せて行ったことが考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 344

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 6 月まで
② 昭和 41 年 9 月から 42 年 1 月まで

昭和 39 年 4 月から 41 年 6 月までの期間及び 41 年 9 月から 42 年 1 月までの期間、パートタイマーとしてA社B事業場に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が所持する社員旅行の写真により、申立期間①及び②において、申立人がA社B事業場に勤務していたことは認められる。

しかし、当時の同僚は、「申立期間当時はパートさんが少なく、正社員に比べて労働時間も短かったので、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったのではないか。」と証言しているところ、申立人が自分と同じパートタイム労働者であったと記憶している複数の同僚には、当該事業所における厚生年金保険の記録が確認できないことから、当該事業所では申立期間①及び②の当時、パートタイム労働者については厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①及び②並びにそれらの前後において健康保険番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄している上、このほか、申立期間①及び②について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 1 日から同年 6 月 26 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務していた平成 17 年 3 月に、それまで 36 万円であった標準報酬月額が 9 万 8,000 円に変更されている。申立期間中もそれ以前と同じ役職にて、基本給の減額もなく勤務していたのに、下げられているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した銀行預金口座（写）の振込額により、申立人は申立期間において、社会保険庁に記録された標準報酬月額を超える月収を得ていたことが確認できる。

しかし、申立人が現在勤務しているB社から提出されたA社発行の平成 17 年分給与所得の源泉徴収票において、申立人は平成 17 年度において 18 万 1,601 円の社会保険料額を控除されていることが確認でき、当該社会保険料額が、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額であると推認できるところ、申立期間当時の保険料率及び社会保険庁に記録された標準報酬月額を基に保険料額を算出した額と、申立人が控除されていた社会保険料額はおおむね一致している。

また、A社の現在の経理事務担当者が、「当時、社員全員の社会保険料額を引き下げそれに対応する保険料を被保険者からも控除していたので、手取り額が増えているのだと思うし、そのようにしていたと記憶している。」と証言しているところ、社会保険事務所で保管している平成 17 年 3 月改定の被保険者報酬月額変更届で、当時在籍していた社員全員の標準報酬月額が引き下げられていることと符合している。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から同年12月1日まで
② 昭和34年5月1日から同年12月25日まで

昭和25年ごろから木材集材業のA社に季節雇用の人夫として勤務した。社会保険事務所の記録によると、昭和31年は4月分のみ被保険者期間であり、34年に勤務した時には被保険者記録が全く無い。両年ともBで索道の架設や木材の搬出作業に従事した時であり、冬期間は失業保険を受給していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において申立人と共にBの現場で人夫として勤務した元同僚の証言により、申立人が申立期間①及び②においてBの現場で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社で現場の事務を担当していた元上司は、「Bの現場に行った時は、地元の木材会社の下請けの形で働いていた。その時の人夫の厚生年金保険被保険者資格の取得については、A社では資格取得させていなかった。現地の木材会社でも資格取得させていなかったと思う。」と証言しており、申立人が厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

また、申立人が記憶しているBで一緒に人夫として勤務した者のA社での厚生年金保険被保険者記録を見ると、いずれの者も申立期間①及び②において申立人と同様に被保険者記録は確認できない上、Bの木材会社の厚生年金保険被保険者記録においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

さらに、当該事業所を事業継承したC社の元社長は、平成9年にC社を廃

業した時には、申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)は既に廃棄され何も保管されていなかったと説明している上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月26日から6年4月1日まで

A社に代表取締役として勤務していた期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、再取得したことになっているが、代表取締役たるものが退職して再度入社することは絶対ありえない。会社の登記簿謄本によって立証できるので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、商業登記簿謄本により、申立期間について、A社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、平成6年2月8日付けで、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は、前年12月26日を喪失日として喪失処理が行われ、この資格喪失を原因として同年3月10日に特別支給の老齢厚生年金の裁定が行われていることが確認できる上、当時の業務委託先である社会保険労務士事務所が保管する電子データによると、申立人の被保険者資格を再取得するため、同年4月1日付けで、社会保険事務所に届け出た記録が確認できることから、申立人は、自身が申立期間において被保険者資格を喪失していることを承知していたと考えるのが自然である。

また、当該事業所には、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）が無い上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。